

令和3年5月19日

公営競技を行うことができる市の指定

公営競技を行うことができる市町村については、競馬法(昭和23年法律第158号)第1条の2第2項及び第4項、自転車競技法(昭和23年法律第209号)第1条第1項及び第2項、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条第1項及び第2項に基づき、総務大臣が指定することとされています。

令和3年3月29日に、令和2年度末に指定期限を迎える市町村に係る指定を行いました。八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市及び国分寺市(京王閣競輪)については自転車競技法第10条違反(組合職員の車券購入)の疑いがあったことから6月までのレースに係る指定としました。

今般、上記の市において法令違反に係る再発防止策をとりまとめ、指定に係る申請があったため、公営競技を行うことができる市として以下のとおり指定しましたので、お知らせします。

競技	市名	指定に係る期限
競輪	八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市	令和4年3月31日

(連絡先)

自治財政局地方債課

担当: 五月女、安永

電話: 03-5253-5629(直通)